ご存じですか?

東京都障害者

情報司ミュニケニシ第列

障害の種類や程度に応じた コミュニケーション方法の 提供についてご理解・ご配慮を お願いします。



多様なコミュニケーション手段の例







絵図等の提示



●条例が自指すこと●

- ▶障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、 都民の関心と理解を深めます。
- ●情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくり を進めていきます。

東京都は、多様なコミュニケーション手段の普及啓発などに取り組んでいきます。

障害のある方への 情報提供方法の具体例はこちら







東京都福祉局